

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月30日

【会社名】 株式会社ニコン

【英訳名】 NIKON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 CEO 大村 泰弘

【本店の所在の場所】 東京都品川区西大井一丁目5番20号

【電話番号】 03(3773)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 CFO、財務・経理本部長 松本 武史

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西大井一丁目5番20号

【電話番号】 03(3773)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 CFO、財務・経理本部長 松本 武史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

2026年4月30日

(2)当該事象の内容

当社精機事業における半導体露光装置ビジネスの低迷により、回収可能価額が帳簿価額を下回った固定資産について56億円の減損損失及び保有期間が長期化している棚卸資産について56億円の評価損を一時費用（総額112億円）として計上することといたしました。

(3)当該事象の損益に与える影響額

2026年3月期の個別決算において、一時費用（総額112億円）の計上を見込んでおります。なお、上記一時費用を含む2026年3月期通期連結業績につきましては、2026年5月8日の決算発表においてご説明する予定です。

以上